

県職労工 上ス

No. 1
2020.1

兵庫県職員労働組合

県庁舎等再整備に伴う仮移転交渉を実施
新庁舎整備は「基本計画」に向け交渉実施予定

1月9日、県庁舎等再整備に伴う仮移転にかかる交渉を実施した。今回の交渉では、県庁舎等再整備の概要についての説明とともに、当 局の仮移転案に対し、事前に申し入れていた県庁支部、現業評議会で取りまとめた要求に対する回答を受けた。別館、西館、1号館南側人 工台地の取り壊しによる、職員健康管理センター、県庁支部書記局をはじめとする福利厚生関連施設、車庫、印刷室等の移転先については、概ね我々の要求を踏まえたものであつたが、会議室・倉庫スペース、来庁者駐車場については、現状スペースの確保は困難との回答であつた。特に会議室については、近隣での借り上げを強く求めたが、「各部局に対し、必要な場合は、借り上げ会議室の予算要求を行いうよう伝える」との回答であった。この回に留まつた。不満は残るもの、本部から全体にかかる確認と要請を行い、仮移転については了承した。今後、新庁舎の概要是、現在検討中の「県庁舎等再整備基本計画」で示されることとなることから、そのタイミングで交渉を実施し、現場の意見が反映できるよう取り組む。中

【当局の説明（要旨）】

レ
は
今
年
度
内
定。

今年度内に基本計画を策定。令和3年度以降の詳細スケジュールは未定。流れとしては、基本設計、実施設計を行つた上で新庁舎を建設し、その後、新駐車場棟を建設。建設にあたつては、①別館、西館、1号館南側人工台地を除却し、②人工台地跡に新行政棟を、県警横駐車場に新議会棟を建設し、建設後、現庁舎の入居機関等は新行政棟へ移転、③その後、1号館、2号館、議場棟

○ ④ 1号館跡地に新駐車場棟を整備する。(裏面参照)
○ ⑤ 除却し、新駐車場棟を整備する。(裏面参照)
○ ⑥ 仮移転先
○ 駐車場関係
職員健康管理センターや印刷室など、職員の利用が多く、執務室からの近接を求められる機関は2号館地下1階食堂跡に仮移転し、それ以外は神戸総合庁舎等に仮移転する。
○ ⑦ 人工台地等の取壊しから新庁舎完成まで、議場棟取壊しから駐車場棟完成までの2段階の仮移転が必要。1段階目では人工台地下の公用車車庫を取り壊すため、公用車は主に議場下駐車場に仮移転し、運転員控室も議場下駐車場内に設置。2段階目では議場棟や1号館、2号館を取り壊すため、これらに仮移転していく公用車等は3号館に仮移転し、運転員控室は3号館の低層階部分への設置を検討。

【要望事項の回答】

西館に設置されている各部局の会議室

西館に設置されている各部局の会議室や書庫・倉庫が喪失。そのため、神戸農林振興事務所等が西神戸庁舎へ移転後、空きスペースが発生する神戸総合庁舎に共有会議室や部局の書庫・倉庫を整備。神戸総合庁舎については、長寿命化工事の実施を行う自治研修所の仮移転先や新型コロナウイルス感染症対応、私学会館建替に伴う入居機関の仮移転先として活用されることから会議室及び書庫の面積内に現代的設備を充てた会議室を設置する。

の活用を呼び掛ける。

○1号館1階口ヒーのレイアウトを示すこと(県庁支部)
郵便局を三井住友銀行ATM横の倉庫及び会議室を改修し設置。
○県庁支部書記局の仮移転先を確保すること(県庁支部)
福利厚生の拠点施設である職員会館へ仮移転できるよう調整。

県庁舎の再整備期間中は、来庁者用の駐車スペースを確保するため、県庁舎周辺の駐車場を活用する方針です。

○仮移転期間中の売店設置等の考え方を示すこと(県庁支部)
数分を確保することは困難な状況。工事期間中の混乱を避けるため、県のホームページ等で公共交通機関での来庁の呼び掛けを徹底するとともに、県庁周辺の民間駐車場の状況を広報するなど必要な対応を図る。

○仮移転期間中の売店設置等の考え方を示すこと（県庁支部）

職員の福利厚生の充実の観点から仮移転期間中においても売店を継続設置したいと考えている。設置場所については販売商品の品目等は現状を基本としながら、確保できる面積も考慮しつつ、職員の利便性の高い本庁舎内への売店の設置に向け、業者や関係部局との間で調整を続ける。また、休憩室として設置していく職員クラブについては面積の制約から本庁舎への設置は困難。職員会館のロビー等の活用を。ご理解願いたい。

○新庁舎後の
現状の弊

の変化やそ
ににおける福

○新庁舎後の駐車場関係に関する要望を基本設計に反映すること（自動車運転員）

公用車駐車場と来庁者用駐車場との区分、公務来庁者用駐車場・控室の設置及び洗車場、備品置場、出発・帰庁場所の設置については、今後、基本設計や実施設計の中での詳細を検討していきたい。

〔やりとりの要旨〕

最初は本日の交渉は新庁舎建設に伴い取り壊しになれる別館等の入居団体の仮移転に関する交渉だが、新庁舎建設に関する件について確認させていただく。

当初計画では、令和6年度頃に建設完了とされていたが、スケジュールが変更なつてているようである。新庁舎建設に関連する項目は、執務環境の点など、職員にも大きな影響を与えるものであることから、今後、スケジュールや基本計画等の内容が判明すれば、その都度情報提供を行うとともに必要があれば交渉をお願いしたい。

当了解した。丁寧な情報提供に努めるとともに、計画内容等の公表のタイミングとあわせ、交渉の場を設ける。

組) 仮移転に関するスケジュールは令和3年度以降は未定という説明であったが、どのタイミングで決まるのか。決定後、直ちに組合本部を通じて情報提供を行うとともに、丁寧な対応をお願いしたい。

組 仮移転に関するスケジュールは令和3年説明であったが、どのタイミングで決まるの

組合本部を通じて情報提供を行うとともに、丁寧な対応をお願いしたい。

当年内には基本計画素案を公表する予定にしており、素案を検討する中で、おおよそのスケジュールも決定できる見込み。スケジュールが判明すれば、組合本部や各部局への情報提供を行うなど、丁寧に対応していきたい。

組) 仮移転に伴い、西館の会議室、書庫が喪失するため、現状から 4000m^2 ほど減り、8割程度が確保されると思われる。部局

仮移転や新庁舎の設計等のアケシユリ
関係部局に改めて説明を行う。

この連絡・機関体制を確立するとともに、保安室の設立に伴う各工事の実施に際して

- 連絡・相談体制を確立することと(保安室)
仮移転に伴う各工事の実施に際しては請負業者から工事工程等を入手し、管財課を通じて保安室に情報提供を行う。管財課との情報共有を図りながら進めていく。
- 設計の実施に当たつての緊密な連携および印刷用紙等の搬入にあたつての協力をを行うこと(印刷室)
2号館地下1階食堂跡の設計については、要望事項を工事を担当する營繕課、設備課に伝達し、印刷室と連携しながら進めるよう伝える。一方、印刷用紙等の搬入については、安全面や効率面を踏まえて、どのような対応ができるか検討していく。また、印刷室の移転に伴い、機器等を移設・搬入する際には、安全面等に配慮した移転方法等を検討する。
- 洗車場を仮移転車庫内に整備すること(自動車運転員)
人工台地取壊し後に仮移転する議場下駐車場の床面に防水機能

に對して、県庁周辺の民間会議室の活用を呼び掛けるとあつた
が、喪失分を近隣で借り上げることは出来ないのか。
（当）あらかじめ減少面積に相当する会議室等を借り上げておくこ

組) 今回の課題で問題が生じれば、協議を求めるので、誠意を持つて対応してもらいたい。当) 仮移転に対して課題が生じれば誠意をもつて適切に対応する。

組) 県庁周辺の民間会議室の活用を呼び掛けるとあつたが、それに伴う予算措置は当然と考えるが、いかがか。当) 県庁周辺の民間会議室を活用する場合には、必要な予算要求を行いうよう、関係部局に申し伝えさせていただく。且) 反多云こ半、来寧者注車場が大幅に減少するが、周辺の民

間駐車場等を借り上げることは出来ないのか。
当 県庁周辺にはまとまつた台数を借り上げられる駐車場がなく、
また、経費的な面からも困難であると考えている。来庁者駐車
場減少に伴う県民等への周知や、利用者からの苦情については、

適切に対応していく。来庁者の苦情を直接受けるのは、保安員等現場の職員である。現場の職員が困らないよう、県民等への周知については、県のホームページなどでではなく、各市町や関係団体への周知を徹底。

するとともに、利用者から苦情があつた際には当局が責任をもつて当局で対応すること。また、仮移転工事期間中には、保安員が工事の進捗状況等を把握する必要がある。特に丁寧な情報

当 来庁者駐車場減少に伴う県民等への周知や、利用者からの苦情については、適切に対応していく。
（当）引き続き、工事の進捗状況等について丁寧に情報提供していく。

組) 仮移転期間中の売店設置については、本庁舎内への設置に向け調整を続けるとのことであつたが、職員の福利厚生の面からは、売店設置は必須である。確実に設置するとともに場所、業者が決まり次第知らせること。

当引き続き、設置に向け努力し、決まり次第お知らせする。
組) 今後、保安室や印刷室以外の現業職員職場から仮移転に関する要望等があつた場合には、丁寧に対応すること。
角) 伏見二丁目にて、
伏見二丁目にて、

新庁舎建設の関係で何点か要請する。
基本計画を年度内に策定予定とのことだが、執務環境の整備方針など、職員に大きな影響を与える内容が盛り込まれた

め、策定にあたり、組合との協議をお願いしたい。当) 基本計画の今年度内策定を目指し、今後、パブリックコメントを実施する予定だが、組合にも素案をお示しした上で、組合協議を実施する予定。

協議を実施する予定
組）新庁舎整備後の福利厚生関係施設について考え方が示され
たが、設置に当たっては、職員の福利厚生が向上するよう職員
の意見を尊重してもらいたい。

当新序舎に設置する福利厚生関係施設については、今後も引き続き、職員の皆さんのお意見をお聞きしながら、丁寧に対応していく。

当新庁舎における公用車駐車場に関する要望内容については、しっかりと受け止めたうえで、基本設計や実施設計に反映していただきたい。

設計等を行う中で、工法や経費等の点も考慮しながら、対応の可否等を丁寧に検討するなど、意見の反映に努めていくので、ご理解願いたい。

組) 私学会館の入居や自治研修所の仮移転先となつたことで、会議室及び書庫・倉庫が現状の面積と比べ約400m²減少することは納得できない。民間会議室の活用を部局に呼び掛けるとい

う回答であつたが、当局の責任で確実に会議室を確保していただきたい。

定を踏まえて、必要な場合は借上げ会議室の予算要求を行うよう伝える。
組) 他の県民局から出張のため来庁した公用車の駐車場を確保すること。

当) 限られた駐車スペースの中で調整していくところはしつかりと調整してまいりたい。

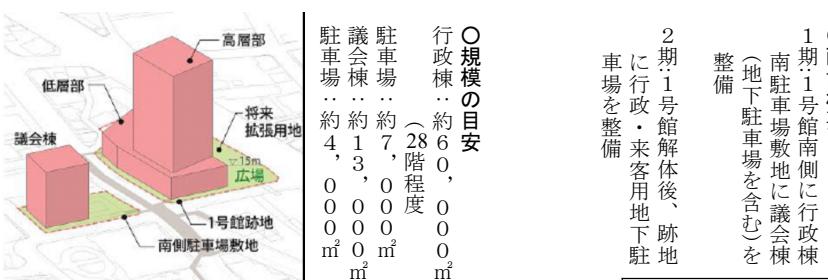
組) 新庁舎の職員食堂であるが、現状、非常に厳しい経営状況で地方では中々経営者が見つからず潰れた事例もある。本庁は食

当組) 堂があるが、状況は同じであるため、そういう側面も考慮していただきたい。新庁舎の食堂のあり方について検討してまいりたい。

当) 新庁舎整備にロナ対策を反映させていただきたい。

当) 新型コロナ対策は行っていくが、詳細は基本計画案のなかで示したい。

（確認事項・要請事項）



①別館、西館、人工台地の除却

②新行政棟・新議会棟の建築、現庁舎から移転

③ 1号館、2号館、議会棟の除却

④駐車場整備



年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
現状			基本計画	基本計画が年度内策定予定となつたため、R3年度以降のスケジュールは未定				
〔参考〕 基本構築時			①	②	③	④		
	基本計画	設計		本体整機・完了・解体			駐車場整備	

